

(公印省略)

日財 第 915 号
令和 6 年 9 月 27 日

各 部(局) 長 様

総 務 企 画 部 長

令和 7 年 度 予 算 編 成 方 針

内閣府の月例経済報告(9月)によると「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果(令和6年4月～6月)を見ると、全業種合計の業況DIは▲2.0ポイント(前期比21.3ポイント減少)で悪化傾向にあり、物価高騰や人口減少に伴う顧客数の減等により、今後の見通しにおいても厳しい状況となっている。

このような中、本市の令和5年度の財政状況については、経常収支比率が94.5%と、前年度と比較して0.9ポイント悪化した。主な要因は、歳入における普通地方交付税と臨時財政対策債の合計額が約3億6千万円減少したことなどによるものである。

また、今後の見通しにおいても、人口減少に伴う歳入の逡減が見込まれる中、歳出面では度重なる災害に加え、子育て支援策や新清掃センターの建設、物価高を背景とする各種経費の増など多額の財政需要が見込まれており、財政状況の厳しさが年々増していくことが予想される。

これらの事を踏まえ、当初予算編成に当たっては、歳入の確保に努めることはもとより、既存事業の廃止や縮小を含めた見直しを一層徹底するとともに、必要となる経費を的確に見積り、精査の上、要求段階から不用額の抑制に努め、これまで以上に歳入歳出の収支均衡を意識しながら、持続可能な財政運営に取り組む必要がある。

このため、徹底した経費の精査を行う一方、「第6次日田市総合計画第3期基本計画」に盛り込まれた施策や、災害からの復旧・復興のための事業等については、優先的に予算を配分する予定である。

また、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2024」の中で、これまでの歳出改革努力を継続し、機動的なマクロ経済運営を行いつつ、設備や労働力などの潜在成長率の引き上げに取り組むとしており、その動向を注視しながら、的確に対応されたい。

以上を踏まえ、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

I 全般的事項

- 1 予算要求書等の提出日（昨年より前倒し）に留意すること。

区分	今年	昨年	前倒し日数
義務・経常：	10月31日	11月10日	10日
臨時的経費：	11月20日	12月4日	14日
3月補正：	1月7日	1月12日	5日

※実施計画における審査の縮小（ヒアリングや査定等の廃止）に伴い、財政課における審査日数を確保するもの

- 2 歳入予算の見積りに当たっては、国・県の予算編成や過去の実績などに十分留意し、適正な計上を図ること。また、新規事業のみならず既存事業についても、国・県の補助制度や他団体の助成制度を積極的に活用し、財源確保に努めること。

歳出については、厳しさを増す財政状況を鑑み、事務事業の効率性、有効性、緊急性の十分な検討・見直しを行うとともに、予算要求における積算精度の向上に努めること。また、事業実施の必要性の乏しいものについては、廃止や縮小をすること。

令和5年度決算における「不用額リスト」（当初予算・減額補正額・不用額がわかるリスト）を参考に、多額の減額補正や不用額を生じることがないように要求額を精査すること。

- 3 「第6次日田市総合計画第3期基本計画」、「日田市公共施設等総合管理計画」等の各種計画に盛り込まれる施策の実現に向けた要求を行うこと。

- 4 災害からの「速やかな復旧・復興」への対応について、適切な要求を行うこと。

- 5 物価高騰等に伴い経費が増額となる場合であっても、改善策や効率的な予算執行方法を検討するとともに、令和5年度及び令和6年度の予算執行状況を分析した上で要求すること。

- 6 部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや整合性を欠くことのないよう努めること。

II 歳入に関する事項

1 市税

市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算に当たっては、税制改正の動きや物価高騰の影響による経済動向等に留意の上、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を的確に算定し計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、地方交付税算定方法の見直しや市税収入の動向に留意し、年間見込額を計上すること。

3 国・県支出金

国・県の予算編成過程において、補助金の新設・拡充・縮減等に関する徹底した情報収集を行い、積極的な財源確保に努めること。また、補助対象、補助率・負担率、補助単価などの把握に努め、歳出に対応した額を計上すること。

4 分担金・負担金

法令や条例等の根拠法令および受益者負担の原則に留意し、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

7 市債

市債については、後年度の返済時の財政負担に留意し、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択し、財政課に相談の上、所要額を計上すること。

また、合併特例債の活用可能期間が終了したこと、また、過疎対策事業債についても活用の上限額があることに留意すること。

8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努めること。

特に、ふるさと納税制度については、寄附金額の増に努めること。

なお、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

III 歳出に関する事項

I 予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。

(1) 義務的経費【シーリング設定なし】

人件費(単独分)、扶助費、公債費等。

特に扶助費については、対象者数や制度改正など、積算根拠等を精査の上、過大な予算要求にならないように注意すること。

また、特別会計等への繰出金については、「Ⅵ」の特別会計等に関する事項に留意すること。

(2) 経常的経費【シーリング設定あり】

物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に必要な管理予算的経費等。

要求にあたっては支出の必要性の検証を必ず実施し、必要性の低いものは廃止を含め節減に最大限努めること。

なお、新たな経費や増額となる経費の要求にあたっては、他の経費の縮減についての検討を必ず行うほか、部内での調整により、シーリング枠の範囲内に収めること。

また、近年の決算額を踏まえ、過大な不用額が生じないよう適切な要求を行うこと。

※ 令和 6 年度当初予算額(一般財源ベース)の ▲ 0%

なお、燃料費及び電気料については、引き続きシーリング対象外経費とするが、適切な積算に努めること

(3) 臨時的経費【シーリング設定なし】

令和 7 年度事業として企画課に実施計画を提出したものに限る。(災害復旧事業を除く)

また、実施計画のヒアリング及び査定が廃止となったことから、予算要求に当たっては、事業の優先度(当初予算の概要様式に欄を新設)、積算根拠、財源等について十分に精査を行い、提出すること。

なお、予算要求提出時点において、精査不足と判断されるものについては、予算措置が困難となること。

2 個別経費の取り扱い

(1) 人件費

令和 7 年 3 月 31 日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分(再任用含む)及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。計上に当たっては、別途指示する。

なお、会計年度任用職員についての要求は、総務課職員係と十分協議を行い、令和 6 年度当初予算と同じ経費区分で要求すること。

(2) 物件費

旅費についてはオンライン研修の活用により、食糧費については開催時間の調整により、各種印刷物に係る費用についてはデザイン料及び紙媒体印刷の必要性の精査を行う等により、物件費全般において抑制に努めること。

(3) 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮すること。
修繕については、「公共施設等総合管理計画」に沿ったものとすること。

(4) 委託料

安易に今年度と同様あるいは物価高騰による増額とすることなく、業務内容や委託範囲等の必要性について見直しを必ず行い、発注内容の工夫等により経費の削減を図ること。
また、積算根拠の把握と金額の精査をより一層徹底すること。

※令和４年４月１日から、建築物等の改修・解体等の際にはアスベスト調査が必要となっていることに留意すること。（建築住宅課公共施設整備係と事前協議を行うこと）

(5) エ事請負費

労務単価や資材費の動向などに十分留意し、事業費の積算を適切に行うこと。
また、建築物等の要求に当たっては、内容に応じた適正な施工数量や費用の算出（設計）が必要であるため、業者見積のみによることなく、建築住宅課公共施設整備係と事前協議を行うこと。

※公共事業については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事に従事する者の労働条件など、労働環境の適正な整備への配慮として、「適正な工期の設定」が規定されており、発注者の責務として適正に予算要求すること。

(6) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、対象団体の決算状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、必要性や金額について見直しを行うこと。特に、繰越金が多額であるまたは増加傾向がある団体に対する運営負担金については、必要性を十分に精査すること。

(7) 貸付金

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託倍率等の見直しを行うこと。

Ⅳ 債務負担行為

後年度における支出につながるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。
一方、設定が必要なものについては、遺漏なく計上すること。

Ⅴ 長期継続契約の活用

契約事務の効率化及び経費の削減等を図るため、長期継続契約を活用すること。
なお、契約期間については、事業期間や施設の存続期間などに留意した上で設定すること。

Ⅵ 特別会計等に関する事項

特別会計及び公営企業会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計等については、経費の精査を十分に行之い要求すること。

Ⅶ 財政マネジメント強化の取り組み

地方財政のマネジメント強化に関する取り組みとしては、国の要請に基づき、「公共施設等総合管理計画の策定」「地方公会計の整備」「公営企業会計の適用(法適化)」を3つの大きな柱として、取り組みを進めてきたところである。

「日田市公共施設等総合管理計画」については、ハコモノ総量の圧縮を進めるための取組を進めるとともに、現在行われている次期実施計画に向けた見直し作業を考慮のうえ、予算を要求すること。

「地方公会計の整備」については、財政の「見える化」を進めるため、複式簿記の手法を取り入れた統一的な基準による財務書類を作成しており、公営企業会計や第3セクター等も連結対象として含まれることから、第3セクター等の経営状況については、今後のあり方の検討を含め十分なチェックを行うこと。

「公営企業会計の適用」については、令和2年度から対象となる全ての特別会計を法適化しており、一般会計繰出金等の予算については遺漏なく適正に要求するとともに、経営基盤の強化に取り組むこと。

Ⅷ 日田市の財政状況

日田市普通会計の歳出決算の規模は400億円程度で、過去10年間の実質的な黒字額としては年平均2億円程度で推移しているところであるが、10年前の平成26年頃と比較すると、市税・普通地方交付税・臨時財政対策債の合算額において、普通地方交付税の合併算定替(合併による優遇措置)の終了や、人口減少などにより約27億円減少している。

さらに、市町村合併後20年間活用してきた※合併特例債が令和6年度で活用可能期間終了となる。(※年平均12億円ほど借入を行ってきており、償還金に対して7割の交付税措置があるため年平均8億円の歳入に相当するもの)

歳入面ではかなり厳しい状況へと変わってきているが、歳出の面では、度重なる災害や物価高騰への対応等のほか、今後においては新清掃センターの建設及び市債の償還をはじめ、多額の財政需要が見込まれているところである。

人口の減少に伴い、普通地方交付税・臨時財政対策債の算定のうち国調人口が影響する部分において、大幅に減少していくことが見込まれる。

歳入の減少に見合った歳出の縮減が出来ない場合、いずれ歳入が不足することになるため、財政調整基金(R6年度末残高見込：約60億円)等の取り崩しが常態化・拡大していく状況となる。

このような状況にあることを踏まえ、

「歳入の確保と事務事業の見直し」について、より一層の徹底を行うこと。